

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 476 件

厚生年金関係 476 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

佐賀厚生年金 事案 438～887（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年9月17日に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年9月17日

A社から平成16年9月17日に協力慰労金を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該協力慰労金に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成16年9月17日に支給された賞与に係る協力慰労金支払一覧表から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

別紙

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
438				男	昭和26年生		平成16年9月17日	5万 円
439				女	昭和27年生		平成16年9月17日	5万 円
440				女	昭和25年生		平成16年9月17日	5万 円
441				女	昭和27年生		平成16年9月17日	5万 円
442				女	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
443				女	昭和25年生		平成16年9月17日	5万 円
444				男	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
445				男	昭和27年生		平成16年9月17日	4万 9,000円
446				女	昭和26年生		平成16年9月17日	5万 円
447				男	昭和24年生		平成16年9月17日	5万 円
448				男	昭和27年生		平成16年9月17日	5万 円
449				女	昭和29年生		平成16年9月17日	5万 円
450				男	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
451				男	昭和24年生		平成16年9月17日	5万 円
452				女	昭和25年生		平成16年9月17日	5万 円
453				男	昭和29年生		平成16年9月17日	5万 円
454				女	昭和29年生		平成16年9月17日	5万 円
455				女	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
456				男	昭和29年生		平成16年9月17日	5万 円
457				男	昭和24年生		平成16年9月17日	4万 4,000円
458				男	昭和29年生		平成16年9月17日	5万 円
459				男	昭和27年生		平成16年9月17日	5万 円
460				男	昭和27年生		平成16年9月17日	5万 円
461				女	昭和31年生		平成16年9月17日	5万 円
462				男	昭和33年生		平成16年9月17日	5万 円
463				男	昭和33年生		平成16年9月17日	5万 円
464				男	昭和33年生		平成16年9月17日	5万 円
465				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
466				男	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
467				男	昭和25年生		平成16年9月17日	5万 円
468				男	昭和27年生		平成16年9月17日	5万 円
469				男	昭和32年生		平成16年9月17日	5万 円
470				男	昭和26年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
471				男	昭和32年生		平成16年9月17日	5万 円
472				男	昭和25年生		平成16年9月17日	5万 円
473				男	昭和27年生		平成16年9月17日	5万 円
474				男	昭和27年生		平成16年9月17日	5万 円
475				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
476				男	昭和34年生		平成16年9月17日	5万 円
477				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
478				男	昭和34年生		平成16年9月17日	5万 円
479				男	昭和34年生		平成16年9月17日	5万 円
480				男	昭和32年生		平成16年9月17日	3万 6,000円
481				男	昭和31年生		平成16年9月17日	5万 円
482				男	昭和32年生		平成16年9月17日	5万 円
483				男	昭和32年生		平成16年9月17日	5万 円
484				男	昭和30年生		平成16年9月17日	5万 円
485				男	昭和29年生		平成16年9月17日	5万 円
486				男	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
487				男	昭和29年生		平成16年9月17日	5万 円
488				男	昭和36年生		平成16年9月17日	5万 円
489				男	昭和36年生		平成16年9月17日	5万 円
490				男	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
491				男	昭和30年生		平成16年9月17日	5万 円
492				男	昭和33年生		平成16年9月17日	5万 円
493				男	昭和24年生		平成16年9月17日	5万 円
494				女	昭和36年生		平成16年9月17日	4万 9,000円
495				男	昭和36年生		平成16年9月17日	5万 円
496				男	昭和33年生		平成16年9月17日	5万 円
497				男	昭和33年生		平成16年9月17日	5万 円
498				男	昭和38年生		平成16年9月17日	5万 円
499				男	昭和33年生		平成16年9月17日	5万 円
500				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
501				男	昭和39年生		平成16年9月17日	5万 円
502				男	昭和39年生		平成16年9月17日	5万 円
503				男	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
504				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
505				男	昭和41年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
506				男	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
507				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
508				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
509				男	昭和41年生		平成16年9月17日	5万 円
510				男	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
511				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
512				女	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
513				女	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
514				男	昭和45年生		平成16年9月17日	5万 円
515				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
516				男	昭和47年生		平成16年9月17日	2万 6,000円
517				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
518				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
519				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
520				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
521				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
522				女	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
523				男	昭和36年生		平成16年9月17日	5万 円
524				男	昭和39年生		平成16年9月17日	5万 円
525				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
526				男	昭和44年生		平成16年9月17日	5万 円
527				男	昭和44年生		平成16年9月17日	5万 円
528				男	昭和44年生		平成16年9月17日	5万 円
529				女	昭和44年生		平成16年9月17日	5万 円
530				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
531				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
532				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
533				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
534				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
535				女	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
536				女	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
537				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
538				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
539				男	昭和41年生		平成16年9月17日	5万 円
540				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
541				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
542				男	昭和44年生		平成16年9月17日	5万 円
543				男	昭和45年生		平成16年9月17日	5万 円
544				男	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
545				女	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
546				女	昭和39年生		平成16年9月17日	4万 5,000円
547				男	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
548				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
549				男	昭和39年生		平成16年9月17日	5万 円
550				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
551				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
552				男	昭和34年生		平成16年9月17日	5万 円
553				男	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
554				男	昭和31年生		平成16年9月17日	5万 円
555				男	昭和39年生		平成16年9月17日	5万 円
556				女	昭和34年生		平成16年9月17日	6,000円
557				女	昭和44年生		平成16年9月17日	4万 8,000円
558				男	昭和44年生		平成16年9月17日	5万 円
559				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
560				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
561				男	昭和29年生		平成16年9月17日	5万 円
562				女	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
563				男	昭和44年生		平成16年9月17日	5万 円
564				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
565				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
566				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
567				女	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
568				女	昭和47年生		平成16年9月17日	4万 8,000円
569				女	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
570				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
571				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
572				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
573				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
574				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
575				男	昭和45年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
576				女	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
577				女	昭和45年生		平成16年9月17日	5万 円
578				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
579				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
580				男	昭和28年生		平成16年9月17日	5万 円
581				男	昭和36年生		平成16年9月17日	5万 円
582				男	昭和26年生		平成16年9月17日	5万 円
583				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
584				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
585				男	昭和36年生		平成16年9月17日	5万 円
586				男	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
587				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
588				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
589				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
590				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
591				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
592				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
593				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
594				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
595				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
596				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
597				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
598				女	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
599				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
600				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
601				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
602				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
603				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
604				男	昭和45年生		平成16年9月17日	5万 円
605				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
606				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
607				女	昭和46年生		平成16年9月17日	3万 9,000円
608				女	昭和30年生		平成16年9月17日	5万 円
609				女	昭和26年生		平成16年9月17日	5万 円
610				女	昭和24年生		平成16年9月17日	4万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
611				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
612				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
613				女	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
614				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
615				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
616				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
617				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
618				女	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
619				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
620				女	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
621				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
622				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
623				女	昭和51年生		平成16年9月17日	4万 1,000円
624				女	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
625				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
626				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
627				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
628				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
629				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
630				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
631				男	昭和45年生		平成16年9月17日	5万 円
632				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
633				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
634				女	昭和50年生		平成16年9月17日	4万 7,000円
635				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
636				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
637				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
638				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
639				男	昭和43年生		平成16年9月17日	5万 円
640				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
641				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
642				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
643				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
644				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
645				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
646				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
647				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
648				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
649				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
650				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
651				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
652				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
653				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
654				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
655				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
656				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
657				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
658				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
659				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
660				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
661				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
662				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
663				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
664				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
665				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
666				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
667				男	昭和45年生		平成16年9月17日	5万 円
668				男	昭和34年生		平成16年9月17日	5万 円
669				男	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
670				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
671				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
672				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
673				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
674				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
675				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
676				男	昭和36年生		平成16年9月17日	5万 円
677				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
678				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
679				男	昭和40年生		平成16年9月17日	5万 円
680				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
681				男	昭和37年生		平成16年9月17日	5万 円
682				男	昭和31年生		平成16年9月17日	5万 円
683				男	昭和33年生		平成16年9月17日	5万 円
684				男	昭和25年生		平成16年9月17日	5万 円
685				男	昭和26年生		平成16年9月17日	5万 円
686				男	昭和30年生		平成16年9月17日	5万 円
687				男	昭和38年生		平成16年9月17日	5万 円
688				女	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
689				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
690				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
691				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
692				女	昭和50年生		平成16年9月17日	4万 5,000円
693				男	昭和51年生		平成16年9月17日	2万 6,000円
694				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
695				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
696				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
697				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
698				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
699				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
700				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
701				女	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
702				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
703				女	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
704				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
705				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
706				女	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
707				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
708				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
709				女	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
710				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
711				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
712				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
713				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
714				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
715				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
716				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
717				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
718				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
719				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
720				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
721				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
722				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
723				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
724				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
725				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
726				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
727				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
728				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
729				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
730				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
731				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
732				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
733				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
734				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
735				女	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
736				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
737				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
738				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
739				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
740				女	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
741				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
742				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
743				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
744				男	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
745				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
746				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
747				女	昭和55年生		平成16年9月17日	3万 6,000円
748				男	昭和35年生		平成16年9月17日	5万 円
749				男	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
750				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
751				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
752				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
753				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
754				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
755				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
756				男	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
757				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
758				男	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
759				男	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
760				男	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
761				女	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
762				女	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
763				女	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
764				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
765				女	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
766				女	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
767				女	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
768				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
769				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
770				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
771				男	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
772				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
773				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
774				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
775				女	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
776				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
777				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
778				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
779				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
780				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
781				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
782				男	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
783				女	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
784				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
785				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
786				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
787				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
788				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
789				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
790				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
791				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
792				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
793				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
794				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
795				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
796				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
797				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
798				男	昭和50年生		平成16年9月17日	5万 円
799				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
800				女	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
801				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
802				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
803				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
804				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
805				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
806				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
807				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
808				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
809				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
810				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
811				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
812				男	昭和57年生		平成16年9月17日	4万 6,000円
813				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
814				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
815				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
816				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
817				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
818				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
819				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
820				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
821				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
822				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
823				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
824				女	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
825				女	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
826				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
827				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
828				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
829				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
830				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
831				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
832				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
833				男	昭和44年生		平成16年9月17日	5万 円
834				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
835				男	昭和47年生		平成16年9月17日	5万 円
836				男	昭和41年生		平成16年9月17日	5万 円
837				男	昭和39年生		平成16年9月17日	5万 円
838				男	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
839				男	昭和37年生		平成16年9月17日	5万 円
840				女	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
841				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
842				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
843				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
844				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
845				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
846				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
847				男	昭和51年生		平成16年9月17日	5万 円
848				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
849				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
850				男	昭和58年生		平成16年9月17日	5万 円
851				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
852				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
853				男	昭和52年生		平成16年9月17日	5万 円
854				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
855				男	昭和58年生		平成16年9月17日	5万 円

項番	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
856				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
857				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
858				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
859				男	昭和58年生		平成16年9月17日	5万 円
860				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
861				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
862				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
863				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
864				男	昭和58年生		平成16年9月17日	5万 円
865				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
866				男	昭和58年生		平成16年9月17日	5万 円
867				男	昭和57年生		平成16年9月17日	5万 円
868				男	昭和41年生		平成16年9月17日	5万 円
869				男	昭和49年生		平成16年9月17日	5万 円
870				女	昭和55年生		平成16年9月17日	5万 円
871				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
872				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
873				男	昭和58年生		平成16年9月17日	5万 円
874				男	昭和58年生		平成16年9月17日	5万 円
875				男	昭和58年生		平成16年9月17日	5万 円
876				男	昭和42年生		平成16年9月17日	5万 円
877				男	昭和46年生		平成16年9月17日	5万 円
878				男	昭和53年生		平成16年9月17日	5万 円
879				男	昭和56年生		平成16年9月17日	5万 円
880				男	昭和54年生		平成16年9月17日	5万 円
881				男	昭和44年生		平成16年9月17日	2,000円
882				男	昭和26年生		平成16年9月17日	3万 円
883				男	昭和23年生		平成16年9月17日	3万 円
884				男	昭和24年生		平成16年9月17日	3万 円
885				男	昭和22年生		平成16年9月17日	3万 円
886				女	昭和48年生		平成16年9月17日	5万 円
887				女	昭和51年生		平成16年9月17日	4万 9,000円

佐賀厚生年金 事案 438～887（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 9 月 17 日に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 16 年 9 月 17 日

A社から平成 16 年 9 月 17 日に協力慰労金を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該協力慰労金に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 16 年 9 月 17 日に支給された賞与に係る協力慰労金支払一覧表から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、B社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月11日から同年2月1日まで

昭和55年1月1日にC社の関連会社であるA社からB社に異動した。社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、B社での資格取得日が55年2月1日になっている。関連会社間の転勤で、厚生年金保険料も給与から引かれていたので厚生年金保険の記録に空白があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、平成8年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の申立人に係る申立期間当時の人事記録等は保管されていないが、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和55年2月1日に同社に入社したとされており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。同社の当時の経理担当者は、同年1月に社会保険事務所に資格取得届を提出したが、遅れて同年2月1日付けとされた旨を証言している。

そして、B社の関連会社であるA社における申立人の離職日は、雇用保険の加入記録によれば、昭和54年12月31日とされていることから、55年1月1日に異動したとする申立人の主張と一致しており、申立人から提出されたC社（A社及びB社の親会社）の54年11月から55年2月までの給料支払

明細票により、申立人が、A社から継続してB社に勤務しており、申立期間においてC社から給与の支払を受けていたことが確認できることから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和55年2月の給料支払明細票の厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の元事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月27日から同年9月1日まで

平成7年8月31日付けでA社を退社しているが、社会保険庁の記録によると、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月27日とされており、同年8月の年金記録が未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る平成7年の賃金台帳及び所得税源泉徴収簿並びに事業主の供述により、申立人が昭和63年10月1日から平成7年8月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年7月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を誤って平成7年8月27日付けで社会保険事務所に対して行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月28日に支給された賞与において、15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成18年7月28日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月28日に支給された賞与において、19万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を19万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成18年7月28日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、19万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、20万7,000円、28万2,000円、29万3,000円、24万4,000円及び19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万7,000円、28万2,000円、29万3,000円、24万4,000円及び19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について20万7,000円、申立期間②について28万2,000円、申立期間③について29万3,000円、申立期間④について24万4,000円及び申立期間⑤について19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、25万9,000円、33万1,000円、30万5,000円、27万7,000円及び25万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万9,000円、33万1,000円、30万5,000円、27万7,000円及び25万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について25万9,000円、申立期間②について33万1,000円、申立期間③について30万5,000円、申立期間④について27万7,000円及び申立期間⑤について25万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、40万円、51万1,000円、46万1,000円、45万8,000円及び64万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円、51万1,000円、46万1,000円、45万8,000円及び64万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について40万円、申立期間②について51万1,000円、申立期間③について46万1,000円、申立期間④について45万8,000円及び申立期間⑤について64万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、35万4,000円、45万2,000円、41万8,000円、40万2,000円及び51万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を35万4,000円、45万2,000円、41万8,000円、40万2,000円及び51万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について35万4,000円、申立期間②について45万2,000円、申立期間③について41万8,000円、申立期間④について40万2,000円及び申立期間⑤について51万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、35万8,000円、46万円、40万円、29万5,000円及び32万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を35万8,000円、46万円、40万円、29万5,000円及び32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について35万8,000円、申立期間②について46万円、申立期間③について40万円、申立期間④について29万5,000円及び申立期間⑤について32万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、31万7,000円、40万1,000円、36万4,000円、37万円及び50万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を31万7,000円、40万1,000円、36万4,000円、37万円及び50万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について31万7,000円、申立期間②について40万1,000円、申立期間③について36万4,000円、申立期間④について37万円及び申立期間⑤について50万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、31万3,000円、40万8,000円、36万7,000円、29万6,000円及び40万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を31万3,000円、40万8,000円、36万7,000円、29万6,000円及び40万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について31万3,000円、申立期間②について40万8,000円、申立期間③について36万7,000円、申立期間④について29万6,000円及び申立期間⑤について40万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日及び17年7月29日に支給された賞与において、26万3,000円、36万7,000円、32万6,000円及び27万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を26万3,000円、36万7,000円、32万6,000円及び27万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)及び申立期間④(17年7月29日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について26万3,000円、申立期間②について36万7,000円、申立期間③について32万6,000円及び申立期間④について27万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを

認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、18万7,000円、26万6,000円、24万3,000円、21万6,000円及び28万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万7,000円、26万6,000円、24万3,000円、21万6,000円及び28万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について18万7,000円、申立期間②について26万6,000円、申立期間③について24万3,000円、申立期間④について21万6,000円及び申立期間⑤について28万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日及び17年7月29日に支給された賞与において、20万6,000円、30万2,000円、28万3,000円及び25万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万6,000円、30万2,000円、28万3,000円及び25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)及び申立期間④(17年7月29日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について20万6,000円、申立期間②について30万2,000円、申立期間③について28万3,000円及び申立期間④について25万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを

認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日及び17年7月29日に支給された賞与において、25万1,000円、35万3,000円、31万2,000円及び25万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万1,000円、35万3,000円、31万2,000円及び25万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)及び申立期間④(17年7月29日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について25万1,000円、申立期間②について35万3,000円、申立期間③について31万2,000円及び申立期間④について25万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを

認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人は、平成 15 年 7 月 25 日及び同年 12 月 13 日に支給された賞与において、22 万 9,000 円及び 31 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 22 万 9,000 円及び 31 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 25 日
② 平成 15 年 12 月 13 日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成 15 年 7 月 25 日)及び申立期間②(同年 12 月 13 日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について 22 万 9,000 円及び申立期間②について 31 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月13日、16年7月25日、16年12月10日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、28万6,000円、25万3,000円、20万7,000円、16万7,000円及び22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を28万6,000円、25万3,000円、20万7,000円、16万7,000円及び22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月13日
② 平成16年7月25日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年12月13日)、申立期間②(16年7月25日)、申立期間③(16年12月10日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について28万6,000円、申立期間②について25万3,000円、申立期間③について20万7,000円、申立期間④について16万7,000円及び申立期間⑤について22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、17万3,000円、25万7,000円、26万2,000円、25万8,000円及び25万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万3,000円、25万7,000円、26万2,000円、25万8,000円及び25万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について17万3,000円、申立期間②について25万7,000円、申立期間③について26万2,000円、申立期間④について25万8,000円及び申立期間⑤について25万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 906

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日及び17年7月29日に支給された賞与において、17万6,000円、22万2,000円、22万円及び22万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万6,000円、22万2,000円、22万円及び22万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)及び申立期間④(17年7月29日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について17万6,000円、申立期間②について22万2,000円、申立期間③について22万円及び申立期間④について22万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを

認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、16万円及び26万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万円及び26万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月29日
② 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成17年7月29日)及び申立期間②(18年7月28日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について16万円及び申立期間②について26万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 7 月 29 日及び 18 年 7 月 28 日に支給された賞与において、19 万 9,000 円及び 31 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 19 万 9,000 円及び 31 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 29 日
② 平成 18 年 7 月 28 日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成 17 年 7 月 29 日)及び申立期間②(18 年 7 月 28 日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について 19 万 9,000 円及び申立期間②について 31 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 7 月 29 日及び 18 年 7 月 28 日に支給された賞与において、11 万 8,000 円及び 30 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 11 万 8,000 円及び 30 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 29 日
② 平成 18 年 7 月 28 日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成 17 年 7 月 29 日)及び申立期間②(18 年 7 月 28 日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について 11 万 8,000 円及び申立期間②について 30 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月13日、16年7月25日及び17年7月29日に支給された賞与において、13万1,000円、18万1,000円及び21万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を13万1,000円、18万1,000円及び21万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月13日
② 平成16年7月25日
③ 平成17年7月29日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年12月13日)、申立期間②(16年7月25日)及び申立期間③(17年7月29日)に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①について13万1,000円、申立期間②について18万1,000円及び申立期間③について21万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月13日、16年7月25日、17年7月29日及び18年7月28日に支給された賞与において、33万2,000円、40万7,000円、34万2,000円、29万7,000円及び35万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を33万2,000円、40万7,000円、34万2,000円、29万7,000円及び35万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月13日
③ 平成16年7月25日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成18年7月28日

A社は、申立期間の賞与から、厚生年金保険料を控除している。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間①(平成15年7月25日)、申立期間②(同年12月13日)、申立期間③(16年7月25日)、申立期間④(17年7月29日)及び申立期間⑤(18年7月28日)に支給された賞与に係る貸金台帳から、申立人は、申立期間①について33万2,000円、申立期間②について40万7,000円、申立期間③について34万2,000円、申立期間④について29万7,000円及び申立期間⑤について35万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業

主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については200円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から同年4月1日まで

昭和16年3月25日にA社B事業所に入社し、21年12月30日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、同年2月1日から同年4月1日までの2か月間について同社に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時の日記及び家計簿によると、申立人は、昭和21年3月30日に注射代を支払っていることが確認でき、このことについて申立人は、「前日の29日、発熱したため会社を早退し、翌日、病院で注射を打ってもらった。」と供述しており、申立人の「健康保険被保険者証は、退社時には会社に返納したが、在籍時に返した記憶は無い。」とする供述と併せると、申立期間当時、申立人は健康保険被保険者証を継続して所持していたことが推測できる。

また、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和21年4月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、申立人と同じ同年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得している同僚が51人いることが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録において年金記録を確認できた18人のうち12人の同社に係る被保険者資格喪失日は20年12月1日又は21年2月1日と記録され

ているが、社会保険事務所が保管する同社に係る前述とは別の被保険者名簿では、当該同僚 12 人のうち 9 人の同社に係る被保険者資格喪失日は 21 年 4 月 1 日と記録されており、社会保険庁のオンライン記録と相違する。

さらに、申立人が所持する申立期間当時の日記には、A社B事業所に係る勤務実態が記載されており、当日記に記載されている同僚 7 人のうち 2 人は、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間に被保険者資格の喪失又は取得を示す記録は無く、また残る 5 人は、資格喪失日が昭和 21 年 4 月 1 日とされた被保険者名簿に氏名の記載があり、申立期間当時、同じ職場で勤務していた者の中で、申立人だけが被保険者資格喪失について他の同僚と異なる取扱いがなされたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管する A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、氏名や生年月日の誤記が散見され、また、破損しているページがあるなど当事業所に係る被保険者名簿が適正に管理されていなかった可能性がうかがえることから、前述の同僚 9 人と同様に申立人の厚生年金保険被保険者資格を昭和 21 年 4 月 1 日に喪失したことが記載された同社に係る被保険者名簿が存在したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 21 年 2 月 1 日に A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする記録は有効なものとは認められず、申立期間に係る申立人の資格喪失日は、同年 4 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、社会保険庁が記録する申立人の A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 21 年 2 月 1 日に喪失したとき及び同年 4 月 1 日に再取得したときの記録から 200 円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月15日から47年1月7日まで

昭和38年4月A社（現在は、B社）D事業所に入社し、46年12月に人事異動で同社C事業所へ転勤した。転勤期間の1か月だけ厚生年金保険の加入期間に空白がある。継続して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管する人事記録により、申立人がA社に継続して勤務（昭和46年12月15日に同社D事業所からC事業所に異動）していたことが確認できる。

そして、B社C事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと説明していること、また、現在の担当者は、D事業所からC事業所に転勤した昭和46年12月15日付けでC事業所で被保険者資格取得届を届け出るべきところを誤って47年1月7日付けで届け出たのではないかと説明していること、及び申立人の記憶している同僚3人の当該事務所での転勤に伴う厚生年金保険被保険者記録に欠落が無いことから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険事務

所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書の資格取得日と、社会保険事務所の申立人に係る被保険者原票の資格取得日の記録が昭和47年1月7日で一致していることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る46年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料の納付の義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月まで

在留外国人も国民年金に加入できるようになったと聞き、昭和 57 年ごろ、国民年金の加入手続を行った。その際、市職員から期間が少し足りないとの説明を受け、2 年間くらいさかのぼって国民年金保険料を納め、昭和 57 年 1 月からすべての期間の国民年金保険料を納付したと思っているので、社会保険庁の記録において、申立期間が保険料未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、在留外国人も国民年金に加入できるようになったと聞き、昭和 57 年ごろ、国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿等により、61 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 61 年 7 月 3 日に、59 年 4 月から 61 年 3 月までの 2 年分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、加入手続を行ったと考えられる 61 年 7 月の時点で、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月まで

在留外国人も国民年金に加入できるようになったと聞き、昭和 57 年ごろ、国民年金の加入手続を行った。その際、市職員から期間が少し足りないとの説明を受け、2 年間くらいさかのぼって国民年金保険料を納め、昭和 57 年 1 月からすべての期間の国民年金保険料を納付したと思っているので、社会保険庁の記録において、申立期間が保険料未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、在留外国人も国民年金に加入できるようになったと聞き、昭和 57 年ごろ、国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿等により、61 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることが推認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 61 年 7 月 3 日に、59 年 4 月から 61 年 3 月までの 2 年分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、加入手続を行ったと考えられる 61 年 7 月の時点で、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで
昭和 49 年 4 月 1 日に共済組合員の資格を取得する以前の 48 年 2 月 26 日から 49 年 3 月 31 日まで「日々雇用」、「非常勤」及び「臨時的任用」職員として A 事業所に勤務した。48 年 10 月 1 日から 6 か月間は「臨時的任用」職員の辞令をもらっており、同期間の途中（昭和 48 年 11 月 1 日）で厚生年金保険の資格が喪失されているのは納得がいかない。同事業所では、主に B の仕事をしており、申立期間当時は正職員と一緒に業務に出向くこともあった。勤務期間中の 48 年 7 月に 49 年度の採用試験を受け、その年の 9 月か 10 月に合格を確認した記憶がある。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する日々雇用職員雇用通知書及び辞令書により、申立人が昭和 48 年 2 月 26 日から同年 3 月 31 日までの期間及び同年 4 月 11 日から同年 6 月 30 日までの期間は、A 事業所長名の辞令により日々雇用職員として、同年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までは C 県知事名の辞令により非常勤職員として、同年 10 月 1 日から 49 年 3 月 31 日までは C 県知事名の辞令により臨時的任用職員として、それぞれの期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所及び平成 19 年 11 月から同事業所を所管する C 県は、当時の賃金台帳等の書類を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、申立期間当時の A 事業所の事務担当者は、当時、臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させていたかは不明であると供述しており、C 県が保管

する人事記録によると、申立期間当時、別事業所において臨時的任用職員として雇用されたことが確認できた8人のうち7人は当該臨時的任用期間において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 915（事案 78 及び 79 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
(A 社)
② 昭和 38 年 10 月 23 日から 39 年 9 月ごろまで
(B 社)

高校を卒業し、A 社（現在は、C 社）に入社した。本社工場勤務として採用され、応援のため各地工場に行っていた。在職証明書には、昭和 36 年 3 月 21 日から 37 年 2 月 5 日まで A 社に在籍していた旨が記載されているにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が 36 年 12 月 1 日とされている。間違いなく勤務していたので、もう一度、よく確認し、記録を訂正してほしい。

また、昭和 38 年 9 月から B 社で 1 年ほど勤務していたが、社会保険事務所の記録では、38 年 10 月 23 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている。間違いなく勤務していたので、もう一度、よく確認し、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人と同時期に採用された同僚の厚生年金保険加入記録から、A 社においては、採用後、速やかに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえるとして、また、申立期間②に係る申立てについては、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和 38 年 9 月 2 日に資格取得、同年 10 月 23 日に資格喪失とされており、その後に再度資格を取得したことを示すような記載は無く、整理番号に欠番も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、申立人は、A社が発行した在職証明書により同社に昭和36年3月26日に入社していることが確認できることから、厚生年金保険加入日が同年12月1日とされているのは不自然であると主張するが、今回、同社の人事関係に係る業務を請け負っているD社が保管するA社に係る35年6月から36年12月までの採用者名簿を確認したところ、同名簿に記載されている25人すべての者について、厚生年金保険加入日が採用日から最短で5か月後、最長で58か月後となっており、採用日から遅れて加入していることが確認できる。

また、A社の人事関係に係る業務を請け負うD社が保管する昭和36年3月21日付けでA社に採用された者の氏名が記載されている名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、同名簿に記載されている15人のうちA社E支店に配属されている2人は入社日から2か月以内に厚生年金保険に加入しているものの、それ以外の13人のうち申立人を含む5人は、36年12月1日に厚生年金保険に加入しており、残りの8人は同社に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが確認でき、申立期間①当時、同社が社員を採用する際、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる上、申立人の厚生年金保険加入年月日は、当時の同社の取扱いとしては標準的なものであり、申立人だけが他の社員に比べ著しく遅れているとは考え難い。

さらに、A社の承継会社であるC社が保管する社会保険台帳によると、申立人は昭和36年12月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年2月6日に資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、今回、雇用保険の記録を確認したところ、B社退社後に就職したF社に係る申立人の雇用保険被保険者資格取得日が昭和39年4月19日となっており、申立期間②の一部（約6か月間）と重複する上、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月から 35 年 3 月ごろまで
(A社)
② 昭和 36 年 4 月
(B社)

高等学校卒業の昭和 34 年 2 月から、学校の紹介で A 社に勤務した。当時の従業員は 15 人から 16 人ぐらいで、自分は C をしていた。入社してから退職するまで、会社の 2 階に寝泊まりしていた。早朝の買い出しがあり、朝早いのがきつくて 1 年ぐらいで退職し、職安で仕事を探す傍ら、知人の紹介で B 社の D 部門に勤務した。それぞれの勤務期間をはっきりとは覚えていないが、働いていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記憶する同僚等の氏名が記載されていること及び申立人が当該事業所において E で F の業務をしていたことなど、事業内容等についての詳細な記憶から、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、A 社は廃業しており、当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、35 年 6 月 25 日付けで資格取得日の遡及訂正が行われ、申立期間①の期間において被保険者期間を追加して訂正されている者が 3 人確認で

きることから、同期間において、当該事業所は厚生年金保険の加入基準を満たしている者を厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に元同僚の氏名が記載されていること及び元同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、B社は廃業しており、当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、申立人が記憶する元同僚の一人は「少なくとも4年間は店舗の2階に家族で住み、B社に勤務していた。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険の被保険者期間は昭和34年9月1日から同年12月19日までの3か月間となっており、その前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した事実を確認できない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記憶する別の同僚の氏名の記載が無い上、申立人の氏名の記載も無い。

このほか、申立人について、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 16 日から 39 年 1 月 1 日まで

A市にあった会社を退職した翌日の昭和 37 年 10 月 16 日にB社C支店に臨時採用となり、Dの業務に従事し 39 年 1 月ごろから正社員として勤務した。

臨時社員として勤務していた期間の厚生年金保険は無いと思っていたが、C支店以外の支店に臨時社員として勤務した後輩からその期間の厚生年金保険を受給していると聞いたため、正社員となる以前の申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店へ勤務した経緯に関する申立人の具体的な申立内容から判断すると、申立人が申立期間において、同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社C支店は、保管している「社会保険の管理簿」により申立人の厚生年金保険の資格取得日について、昭和 39 年 1 月 1 日としており、それ以前の雇用状況については、当時の資料等を保管していないため不明としている。

また、社会保険事務所が保管するB社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日は昭和 39 年 1 月 1 日と記載され、年金手帳番号の欄に「新規」の押印が確認できるとともに、社会保険事務所が保管する同社同支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、同名簿において、申立人と同日の昭和 39 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している 9 人のうち、所在が確認できた 3 人は、

臨時採用時には厚生年金保険の加入は無く、通常2年から4年後に正社員となってから加入していた旨供述しており、正社員となった日付と社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日が一致していることから、B社C支店では、雇用形態が臨時社員であった者には厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

加えて、申立人は、申立事業所と別の支店に臨時社員として勤務していたとする後輩について、その氏名を明らかにしないことから、当該後輩の供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 24 日から 42 年 3 月 25 日まで
昭和 39 年 9 月から 43 年 7 月まで A として B 社に勤務した。中途退社や病気休業等は無く、継続して勤務したにもかかわらず、40 年 10 月 24 日から 42 年 3 月 25 日まで厚生年金保険被保険者記録に空白があるのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が雇用保険や社会保険の被保険者を管理するために独自に作成している「保険台帳」によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 39 年 9 月 17 日及び 42 年 3 月 25 日と記載されていることが確認できるほか、「40.10.23」及び「43.7.26 退」の記載も確認できるところ、同社の現在の社会保険事務担当者は、これらの日付について、申立人の退職日を意味するものであると説明しており、これらの日付は申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険被保険者記録と一致している。

また、社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る氏名の記載は無く整理番号に欠番も無い上、社会保険事務所が保管する申立人の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、初回及び再取得時の厚生年金保険記号番号は同一であり、申立期間において、申立人に別の厚生年金保険記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の同僚と考えられる者 28 人のうち 11 人に対し聴取を行うことができたものの、申立人を明確に記憶している者はおらず、申立期間に係る申立人の在籍に関する供述も得ることはできなかった。

このほか、B 社の現在の社会保険事務担当者は、「現在の当社会長に話を

聞いてみたが、会長は昔のことで何も分からないし、当社保管の保険台帳が正しいと思うと話している。」と供述している上、申立期間当時の社会保険事務担当者から供述を得ることもできず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 919 (事案 208 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 7 月 31 日から 56 年 10 月 21 日まで

前回の申立の回答では、A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の加入記録が無い昭和 46 年 7 月 31 日から 54 年 10 月 31 日までを厚生年金保険加入記録として認めてほしいと申立てを行ったが、申立内容を確認できる資料が無いなどを理由に認められなかった。

今回、A社に 10 年くらい勤務していたことを思い出したことから、申立期間を昭和 46 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 31 日から 56 年 10 月 21 日までの期間に変更した。

昭和 46 年 3 月 1 日から 56 年 10 月 21 日までA社に勤務していたことは間違いなく、前回の調査内容に納得できないため再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 46 年 7 月 31 日から 54 年 10 月 31 日までの期間については、A社の当時の事業主が既に死亡しており、申立人の同社での人事記録、賃金台帳等の記録が確認できないこと、及び社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立期間に係る被保険者記録が記録されていないこと、また、申立人が、当該期間のうち、46 年 11 月から国民年金保険料を免除され、51 年 4 月から 54 年 10 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できることなどを理由に、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てにおいて、A社に昭和 46 年 3 月 1 日から 56 年 10 月

21 日までの期間 10 年くらい勤務していたと主張しており、当委員会において、同社や当時の同僚に申立人の申立期間①及び②の期間の勤務状況等を確認したものの、事業主及び当該同僚等から申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間②において、A社に勤務していたことは間違いなく、健康保険被保険者証を返却した記憶は無い旨を主張しているが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の同社での資格取得日は昭和 46 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 31 日と記録され、同年 8 月 11 日付けで、申立人の健康保険被保険者証が回収されたことを示す「被証回収 46. 8. 11」が押印されていることが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。